

水道料金改定について

～結果報告～

第12次吹田市水道事業経営審議会（第6回）

令和2年(2020年)1月16日

吹田市水道部

- 1. 水道料金の改定内容**
- 2. 「水道料金と財政に関する市民説明会」開催結果**
- 3. 令和元年(2019年)11月定例会での意見等の概略**

1. 水道料金の改定内容

1. 水道料金の改定内容

1-1 第12次吹田市水道事業経営審議会 意見のまとめ

第12次吹田市水道事業経営審議会では「水道事業の経営状況と適正な料金水準」について4回にわたってご審議いただいたうえで、次のとおり意見書を取りまとめていただきました。この意見書に基づき今回の料金改定案を作成してまいりました。

意見書項目「健全な水道を維持するための財源確保」「水需要を見据えた適正な料金水準」 抜粋

審議事項「水道事業の経営状況と適正な料金水準」

- ①安全で良質な水道水を供給し続けるために、施設・管路の老朽化が進行している厳しい現状の改善に向け、**更新など施設整備を着実に進める**とともに、大規模災害の備えとして必要な資金の確保に努められたい。
- ②施設整備の財源を水道料金の値上げのみで対応することには限界があることから、公的補助金等の活用のほか新たな財源の確保に向けて、**国や府等へ支援策の充実を要望**されたい。
- ③施設整備費の財源となる企業債については、将来世代に過度な負担を残さないよう**借入れ額を抑える**などの必要な手立てを講じて、世代間の負担の公平性確保に努められたい。
- ④将来的な人口減少や節水型社会への対応を考慮した**基本料金割合の増加**や**原価割れとなる料金の改善**など、受益者負担の考え方にに基づき、定期的に料金水準の検証を行い、適正化を図られたい。
- ⑤水道は市民の生命、生活に不可欠なライフラインであることから、料金水準の見直しにあたっては、**生活者の過度な負担とならないよう十分配慮**することを基本としながら、大口使用者に大きく依存した現行の料金体系についても、**逡増度の更なる緩和**を図られたい。
- ⑥水道事業の経営状況について日頃から周知を図るとともに、料金改定を行う場合には、**市民がその必要性を理解できるように十分な説明**に努められたい。

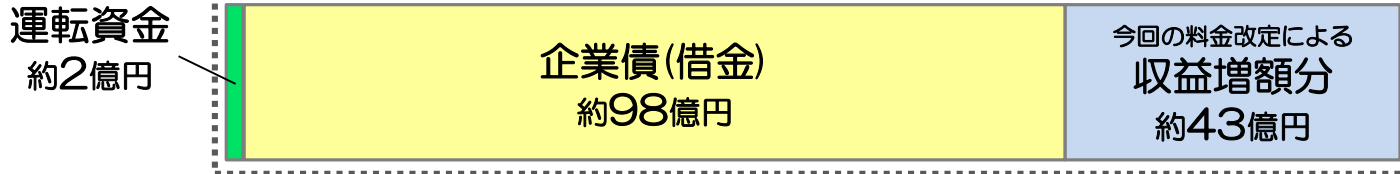
1. 水道料金の改定内容

1-2 今後5年間の見込み《令和2年度~令和6年度》

不足する財源を企業債と料金値上げにより下図に示すバランスで確保し、計画的に水道施設の整備を進めるとともに、安定した事業運営を図ります。

資金不足と補填する財源のイメージ

平均改定率15.2%に相当



補填

約384億円 (77億円/年)

加入金等 約35億円

(税抜)

資金不足 約143億円
(約29億円/年)

収入

水道料金 約284億円

その他
約65億円

企業債返済等 約43億円

支出

維持管理費
約212億円

その他
約73億円

建設改良費 約199億円

合計 約527億円 (105億円/年)

199億円で実施予定の施設整備

- 基幹管路(重要な水道管)の耐震化・・・14.6km分 (耐震化率43.8%→53.9% 10.1%上昇)
- 経年管(古くなった水道管)の更新・・・40.0km分 (全国平均水準では約27km)
- 浄配水施設(浄水所や配水場などの施設)の整備・片山浄水所第1期・第2期工事、災害対策工事等

1. 水道料金の改定内容

1-3 新たな料金表

令和2年4月1日からの新たな料金表は次のとおりです。生活者への配慮として、小口径の10m³までの従量料金を据え置き、基本料金の値上げ率を中・大口径よりもやや抑えました。

料金表（1か月当たり）改定後

令和2年(2020年)4月1日から

※表中の金額は税抜。朱書きは変更箇所。()内は改定前との差額。

区分	メーター口径	基本料金 (1か月当たり)	従量料金(1m ³ 当たり)							
			0~6m ³	7~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~300m ³	301m ³ ~	
一般	小口径	13mm	900円 (+190円)	0円	40円	140円 (+20円)	200円 (+20円)	250円 (+20円)	290円 (+20円)	330円 (+20円)
		20mm	990円 (+210円)							
		25mm	1,250円 (+260円)							
	中口径	30mm	1,500円 (+300円)	60円 (+20円)	60円 (+20円)	200円 (+20円)	200円 (+20円)	250円 (+20円)	290円 (+20円)	330円 (+20円)
		40mm	2,700円 (+600円)							
		50mm	4,900円 (+1,100円)							
	大口径	75mm	11,000円 (+2,000円)	60円 (+20円)	60円 (+20円)	200円 (+20円)	200円 (+20円)	290円 (+20円)	290円 (+20円)	330円 (+20円)
		100mm	31,000円 (+7,000円)							
		150mm	126,000円 (+29,000円)							
		200mm	280,000円 (+64,000円)							
	250mm	512,000円 (+118,000円)								

区分	基本料金	従量料金(1m ³ 当たり)
公衆浴場	口径20mmに準じる	75円
臨時	口径に準じる	450円

1. 水道料金の改定内容

1-4 基本料金割合と逓増度

料金収入のうち基本料金の割合を増加するとともに逓増度を緩和することで、今後の水需要の減少による給水収益低下の影響を受けにくい料金になります。

基本料金割合の増加と逓増度の緩和

給水収益のうち
基本料金が占める割合

=

【改定前】

$$\frac{18.5\text{億円}}{60.2\text{億円}} = 30.8\%$$



【改定後】

$$\frac{23.5\text{億円}}{69.3\text{億円}} = 33.9\%$$

増加

逓増度 =

$$\frac{\text{最高となる単価}}{\text{最低となる単価}}$$

【改定前】

$$\frac{310\text{円}/\text{m}^3}{94\text{円}/\text{m}^3} = 3.30$$



【改定後】

$$\frac{330\text{円}/\text{m}^3}{115\text{円}/\text{m}^3} = 2.87$$

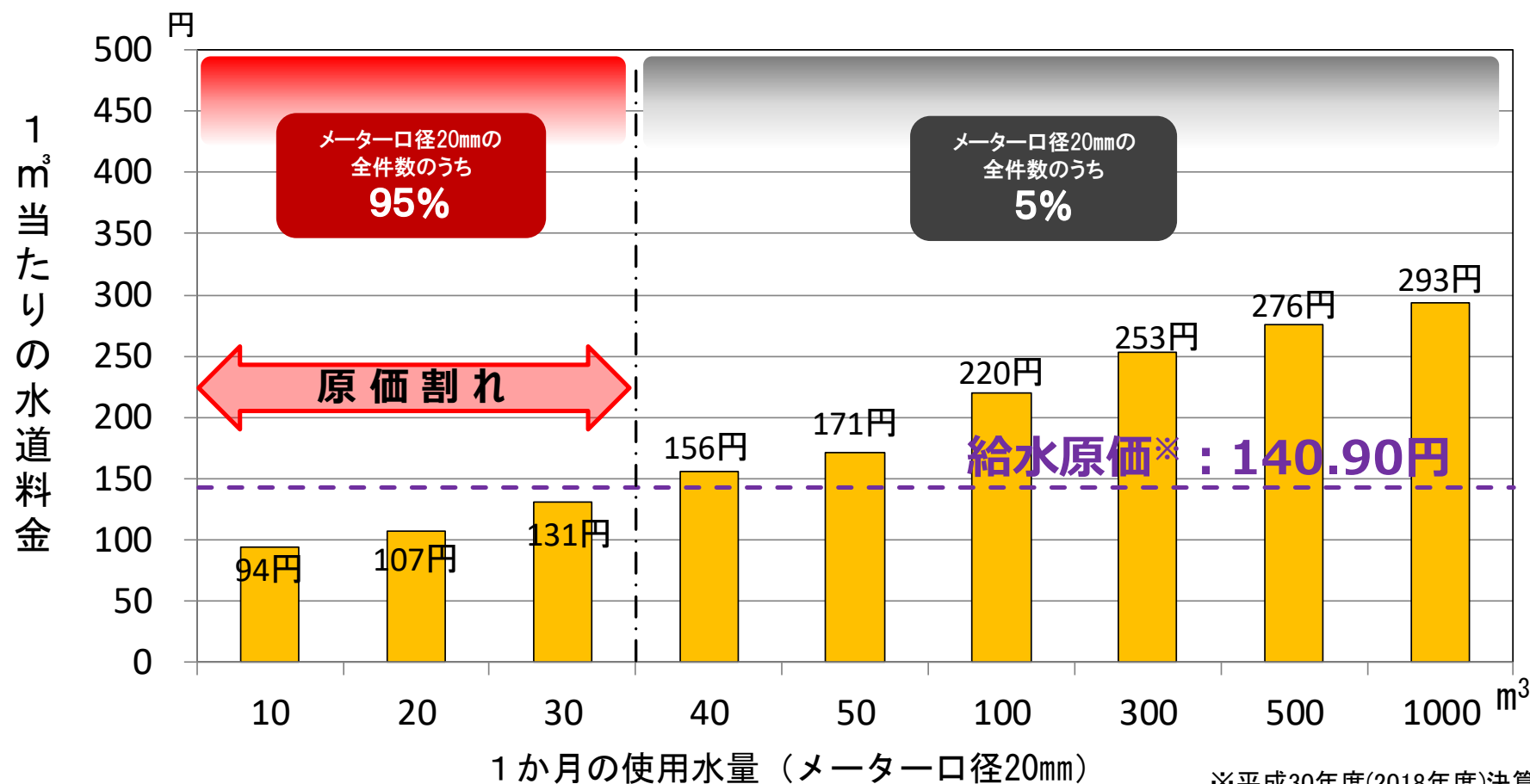
緩和

1. 水道料金の改定内容

1-5 原価割れの改善

改定前は、メーター口径20mmの全件数のうち約95%が、水道水の製造コストよりも安い料金設定となっています。残りわずか5%の使用者が原価よりも高い水道料金を負担することで全体の料金回収ができていた状況で、より公平な受益者負担のために逡増度の緩和が必要です。

原価割れの状況 改定前



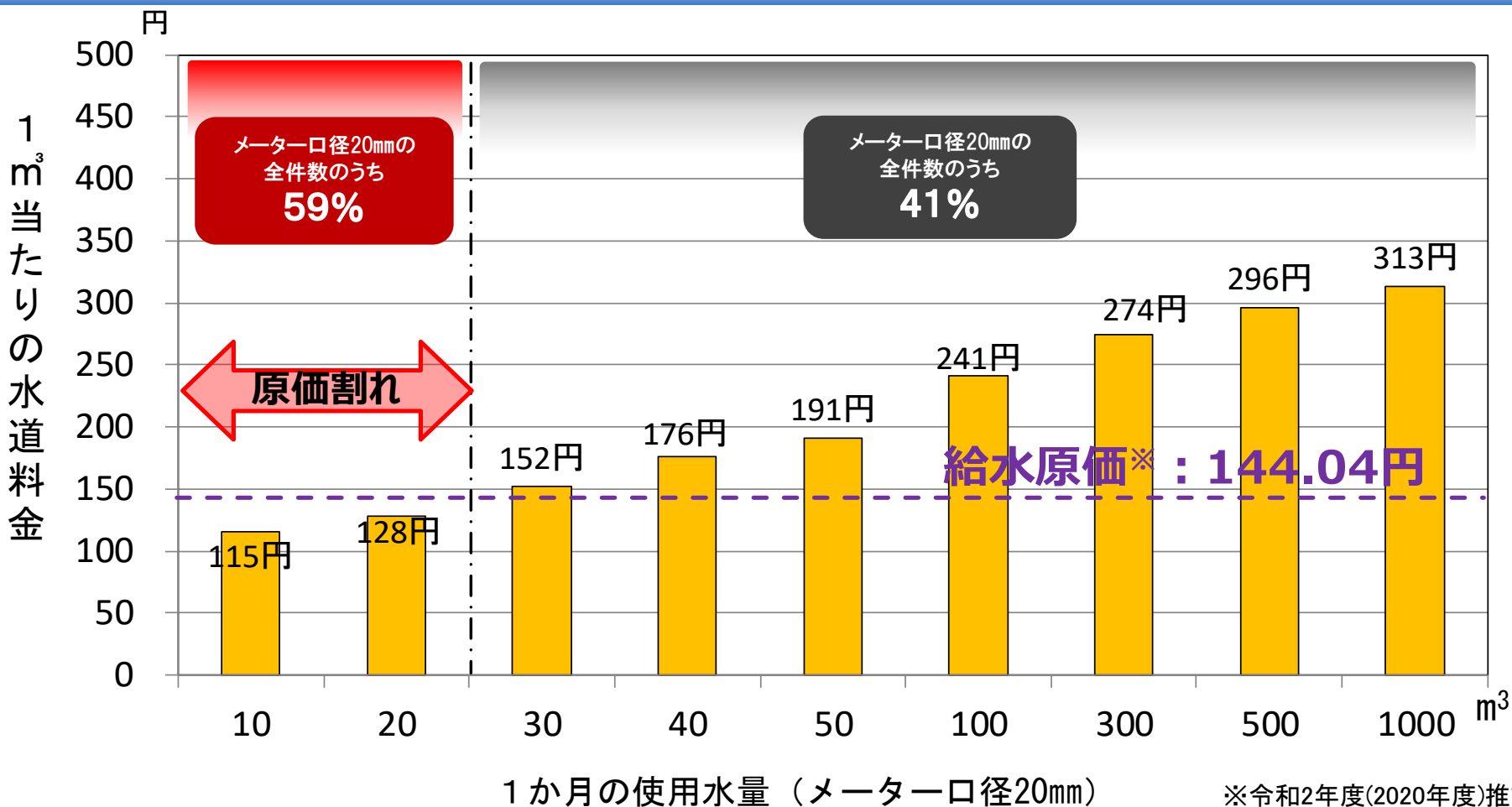
※平成30年度(2018年度)決算数値

1. 水道料金の改定内容

1-5 原価割れの改善

今回の改定により原価割れの割合が95%から59%に改善できる見込みです。

原価割れの状況 改定後



1. 水道料金の改定内容

1-6 影響額 (小口径 10m³/月)



メーター口径 **20mm**
※市内の全体件数の89%の方が
使用されています。

1か月に **10m³** ご使用の場合



影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】
940円



【改定後】 令和2年4月
1,150円

+ 210円

1. 水道料金の改定内容

1-6 影響額 (小口径 20m³/月)



メーター口径 **20mm**



1か月に **20m³** ご使用の場合



影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】
2,140円



【改定後】 令和2年4月
2,550円

+ 410円

1. 水道料金の改定内容

1-6 影響額 (小口径 30m³/月)



メーター口径 **20mm**



1か月に **30m³** ご使用の場合



影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】

3,940円



【改定後】 令和2年4月

4,550円

+ 610円

1. 水道料金の改定内容

1-6 影響額 (中口径 300m³/月)



メーター口径 **40mm**

※市内の全体件数の0.5%の方が
使用されています。



1か月に **300m³** ご使用の場合



(店舗など)

影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】
78,200円



【改定後】 令和2年4月
84,800円

+ 6,600円

1. 水道料金の改定内容

1-6 影響額 (大口径 1,000m³/月)



メーター口径 **100mm**

※市内の全体件数の0.04%の方が
使用されています。



1か月に **1,000m³** ご使用の場合



(オフィスビル、学校など)

影響額

1か月当たりの水道料金 (税抜)

【改定前】

317,900円



【改定後】 令和2年4月

344,900円

+ 27,000円

1. 水道料金の改定内容

1-7 水道料金水準

改定後の水道料金の水準は下表のとおりです。

水道料金水準の比較表

平成29年度（2017年度）末時点（単位：円、税込10%、メーター口径13mm）

比較対象	項目	事業者数 (団体)	使用水量（1か月当たり）		
			10m ³	15m ³	20m ³
全国平均	（私営除く）	1,337	1,576	2,425	3,283
中核市平均		58※	1,243	2,016	2,797
大阪府内平均	（町、村含む）	43	1,233	2,046	2,866
大阪府内33市平均	（町、村含まず）	33	1,102	1,898	2,703
吹田市	（改定後）	-	1,166	1,936	2,706
吹田市	（改定前）	-	956	1,616	2,276

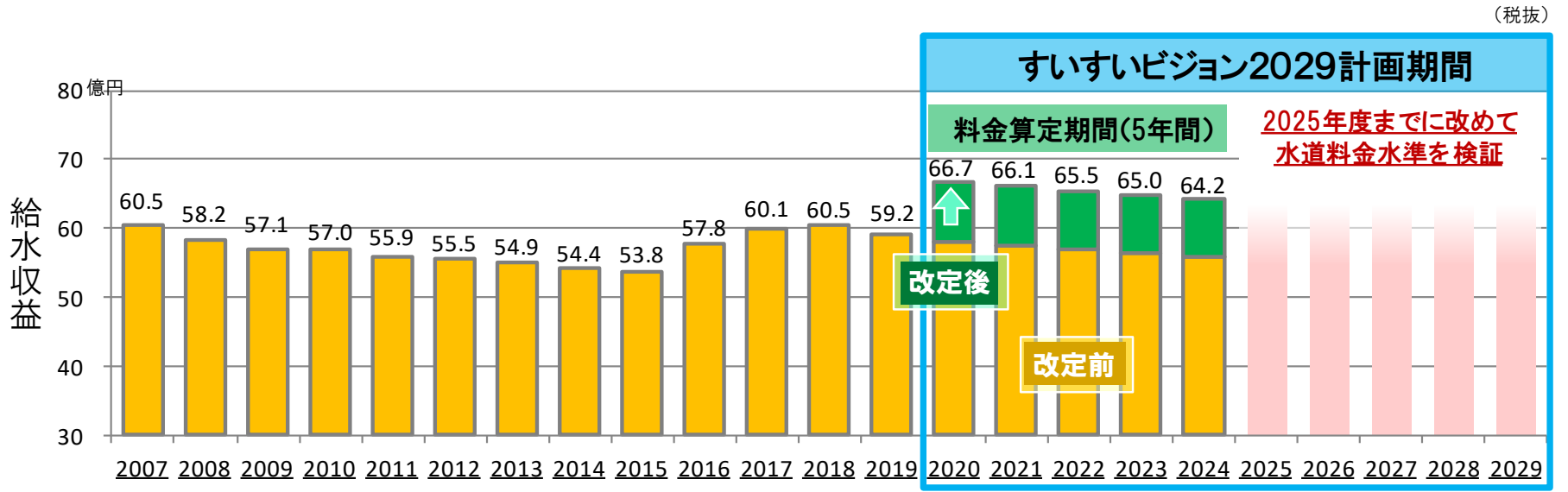
※平成31年4月1日現在の58市（船橋市は千葉県水、八王子市は東京都水の料金で算出）
水道統計H29（日本水道協会）より

1. 水道料金の改定内容

1-8 給水収益

改定後は改定前よりも5年間で約4.3億円の給水収益の増加が見込まれます。「すいすいビジョン2029」には、令和11年度(2029年度)までの財政収支の見通しを記載しており、現行料金での給水収益をもとに各種推計値をお示ししていましたが、令和元年11月定例会でご可決いただいた水道料金の改定を踏まえた修正を行います。

給水収益の推移 改定後



1. 水道料金の改定内容

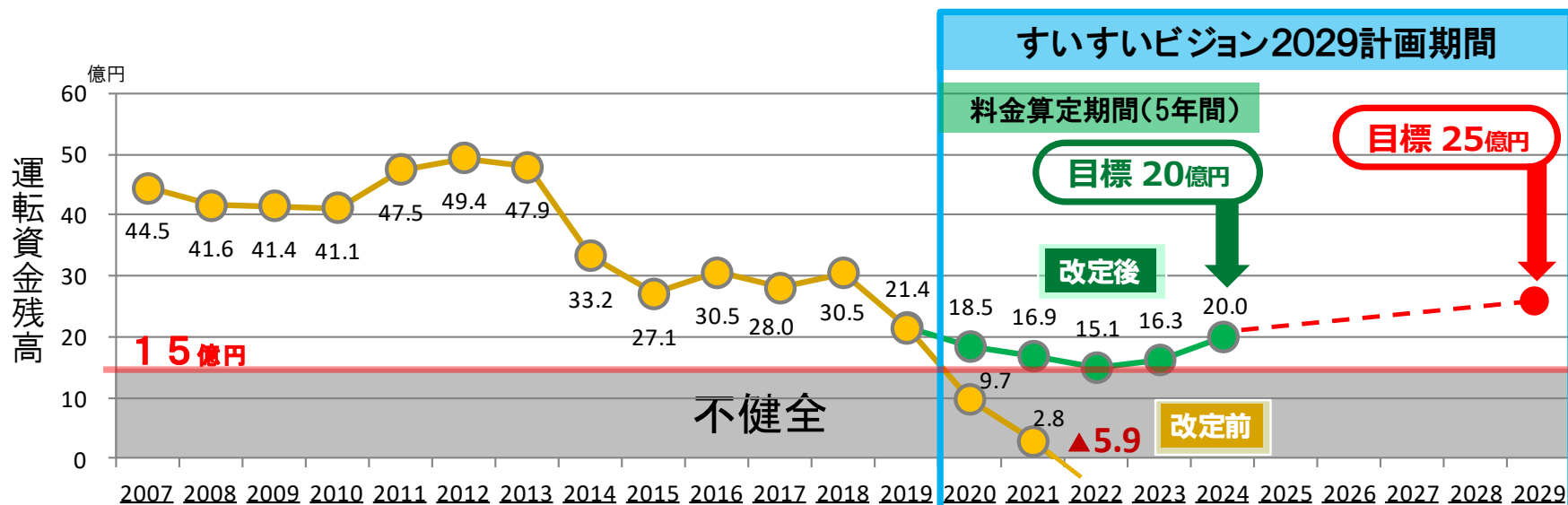
1-9 運転資金残高

料金改定の結果、令和6年度(2020年度)末に目標の20億円を達成できる見通しで、健全な水道事業経営を持続することができます。令和11年度(2029年度)末に目標25億円を確保できるように経費の節減等に努めます。なお、料金算定期間が終わるまでに料金水準が適正であるかどうかについて改めて検証を行います。

運転資金残高の推移 改定後

運転資金残高 **25億円** = **15億円** + **10億円**
（1か月の最大支払額＋翌年度の企業債償還金）（2か月分:阪神淡路大震災での事例×5億円/月）

目標
 事業経営上の最低限必要な金額
 災害時に収入が途絶える期間の備え



1. 水道料金の改定内容

1-10 企業債残高対給水収益比率

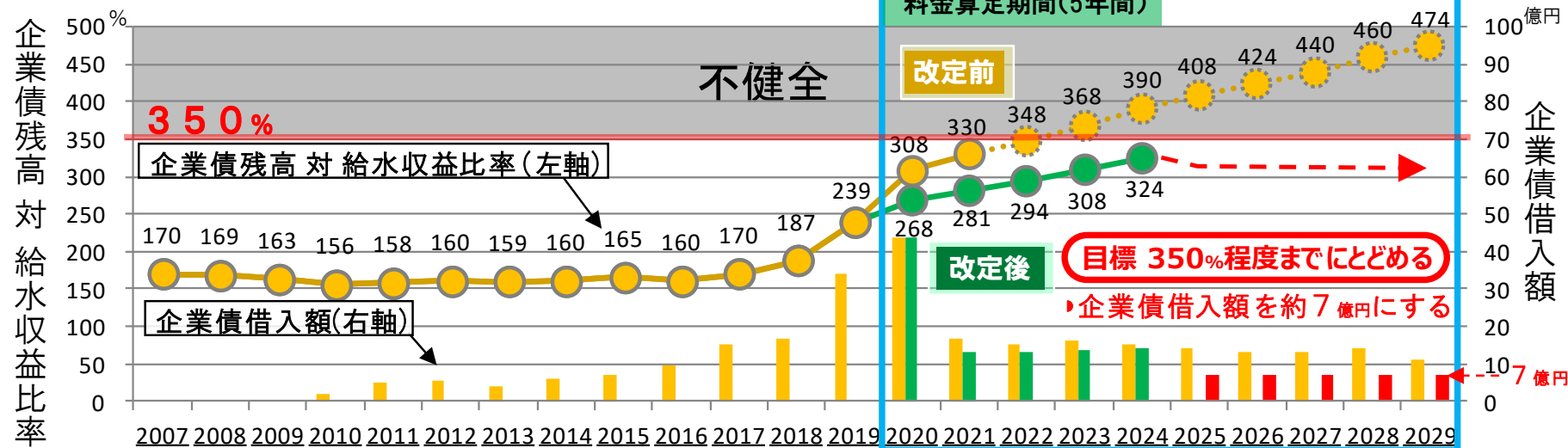
料金算定期間の令和6年度まで、目標どおり「企業債残高対給水収益比率」を350%までにとどめることが可能です。令和9年度(2027年度)以降、350%を超えています。借入額のさらなる縮減に向けて、次の料金算定期間までに検討を進めます。

企業債残高対給水収益比率の推移

企業債残高対給水収益比率

目標
350%
程度まで

企業債残高対給水収益比率に性質に近い「**将来負担比率**」の数値基準を参考にします。地方公共団体（市町村の一般会計）では、この指標が**350%**を超えると早期健全化団体に転落します。



2. 「水道料金と財政に関する 市民説明会」開催結果

2. 「水道料金と財政に関する市民説明会」開催結果

2-1 開催会場など

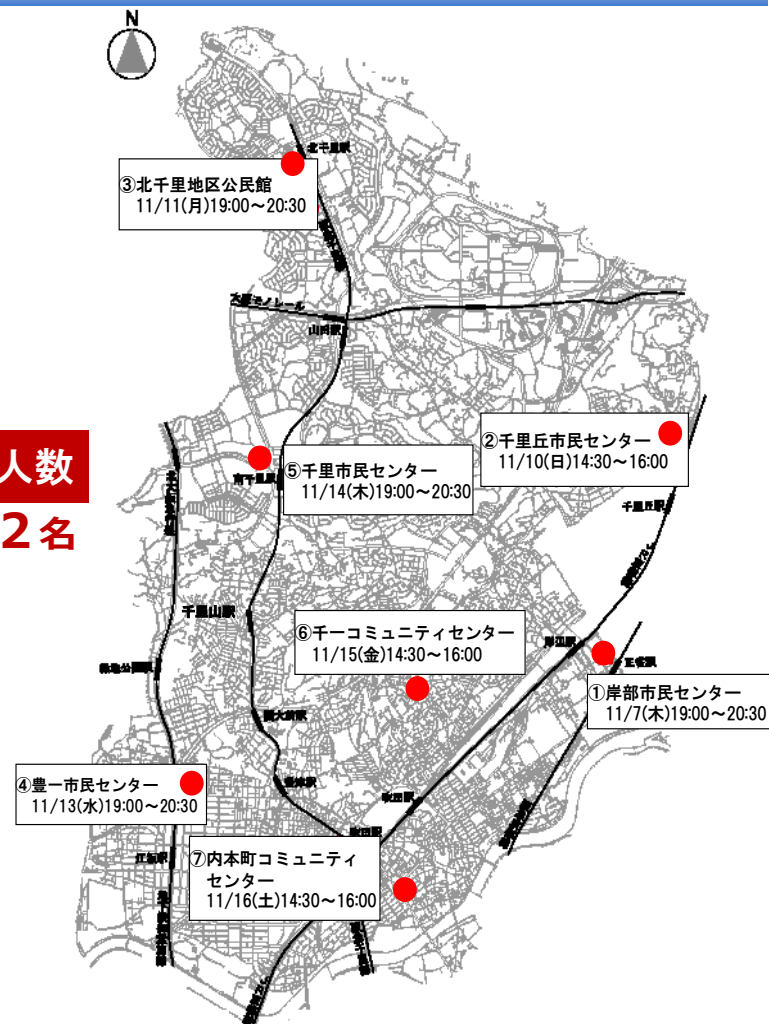
市内7か所で開催し計72名の方々にご参加いただきました。料金値上げの必要性や影響額等についてご説明した後に、様々なご意見やご質問などをいただきました。

開催会場・日時と参加人数

開催会場	日時	参加人数
① 岸部市民センター	11/7(木) 19:00~20:30	5名
② 千里丘市民センター	11/10(日) 14:30~16:00	10名
③ 北千里地区公民館	11/11(月) 19:00~20:30	10名
④ 豊一市民センター	11/13(水) 19:00~20:30	13名
⑤ 千里市民センター	11/14(木) 19:00~20:30	16名
⑥ 千一コミセン	11/15(金) 14:30~16:00	6名
⑦ 内本町コミセン	11/16(土) 14:30~16:00	12名

参加人数
計72名

位置図



2-2 説明会参加者の意見など

説明会では、強じんな水道の必要性や借金に依存しすぎない経営などについて、おおむねご理解をいただきましたが、市民の方々への丁寧な説明の必要性や大口使用者の地下水利用専用水道への転換の対策など、今後の課題についてもご意見をいただきました。

主な意見など

- 自然災害による断水被害が多発しており、災害に負けない強じんな水道を構築してほしい。
- 水道のことを市民にしっかりと説明して理解してもらう必要がある。
- 借金が増え続ける財政計画で大丈夫なのか。
- 税金を投入するべき。

〈その他〉

- 逡増料金制で原価割れが発生することは当然であり、悪いことではない。
- 大口使用者に水道をもっと使ってもらえるようにできないか。
- 行き当たりばったりの経営で値上げするのかチェックしにきたが、そうでないことが分かり安心した。

3. 令和元年(2019年) 11月定例会での意見等の概略

3-1 本会議及び委員会での質問・意見等の概略

- ① 前回料金改定時の推計と現在の経営状況の比較
- ② 水道施設などの強じん化の必要性
- ③ 経営効率化の取組
- ④ 高齢者施設等に対する激変緩和措置
- ⑤ 前回料金改定時に改定率を10%に修正した理由とその影響
- ⑥ 市民説明会での意見
- ⑦ 一般会計からの繰入れ
- ⑧ 高齢者、障がい者及び経営の厳しい小売店や飲食店への支援
- ⑨ 経年管更新のペースアップ
- ⑩ 料金改定を実施することのメリット
- ⑪ 職員一人当たりの給水量、給水収益が他市よりも低い
- ⑫ 新技術の導入を含めた更なる経営努力と市民への説明
- ⑬ 水道広域化、民営化に対する吹田市水道部の考え方
- ⑭ 水需要減少と原価割れが今後も続くことを推計で見込んでいるか
- ⑮ 水道料金に対する福祉減免制度の導入
- ⑯ 職員体制のあり方
- ⑰ 今回値上げした後の再度値上げの可能性

3-2 委員会、本会議採決時の意見の概略

- ① 料金値上げに先行して取り組むべきリストラクションは限定的で職員体制等の見直しも必要
- ② 水道施設の強じん化は進めなければならず、管路整備の財源確保は必要
- ③ さらなる経営努力と市民への丁寧な説明が必要
- ④ 低所得者層や高齢者層への激変緩和等の支援策を十分検討するよう要望する
- ⑤ 消費増税に加えての水道料金値上げは市民生活に影響大
- ⑥ 高齢者、障がい者施設等に対し、福祉減免措置に向けた調査実施を求める
- ⑦ 安全でおいしい水の安定供給や災害対応のための適正な技術職員の確保などを求める
- ⑧ 将来世代への負担を増やさないようにすること
- ⑨ 水道事業管理者自らが先頭に立って市民理解を強く促すこと
- ⑩ 10m³までの従量料金を据え置きにするなど生活者に対し一定の配慮がなされている
- ⑪ 基幹管路の耐震化などについては市の責任でバックアップできる手法を検討してほしい
- ⑫ 国の補助金採択基準の引き下げなどを要望してほしい

→ 全会一致で可決